

吹田市民生委員法施行条例について

本年4月1日付けの中核市移行に伴い、本市における民生委員の定数を「吹田市民生委員法施行条例」に定めています。また、これまで大阪府が担っていた民生委員に対する指揮監督・指導権を、本市が持つこととなります。

1 民生委員の定数

大阪府の条例で定められている定数を、本市の条例で定める（522人）ことにより、民生委員を地域の実情に合わせて適正に配置することが可能となります。

近年、本市の人口は大規模な住宅開発を背景に大きく増加しています。また、地域住民の生活課題は複雑化・複合化しており、民生委員の担う役割は大きくなっています。地域の実情をより正確に把握しながら、民生委員の適正な配置を行うことで、これまで以上にきめ細やかな支援体制を構築し、地域福祉の更なる増進を図ります。

2 指揮監督・指導権の移譲

中核市移行後、民生委員の位置付けは本市の特別職地方公務員となり、指揮監督・指導権が大阪府から移譲されます。今後は、従来の大阪府社会福祉協議会主催の研修受講のほか、市の実情に応じた研修を独自で実施するなど、民生委員としての資質のさらなる向上を図ります。

3 参考

府内中核市の状況

（令和2年1月1日時点）

	民生委員 の定数	世帯数 ※各市統計資料による	民生委員一人当たり の担当世帯数
吹田市	522人	173,561世帯	332世帯
高槻市	549人	160,870世帯	293世帯
東大阪	826人	230,495世帯	279世帯
豊中市	600人	177,328世帯	296世帯
枚方市	545人	181,062世帯	332世帯
八尾市	412人	125,461世帯	305世帯
寝屋川市	355人	110,093世帯	310世帯

※国の定める民生委員定数に関する参酌基準

（中核市）170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人